



一般社団法人 電波産業会  
Association of Radio  
Industries and Businesses

No.780 2011年4月4日



### 平成 23 年度の事業年度を迎えて

一般社団法人電波産業会  
事務局長 若尾 正義

この度の東日本大震災により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

昨年度は、会員の皆様のご協力及び総務省を始め関係機関のご支援のお陰をもちまして、当会の諸事業を順調に遂行することができました。心から厚くお礼申し上げます。

さて、当会は、内閣府に、一般社団法人への移行認可申請を行なっておりましたが、認可が得られ、4月1日から、これまでの特例民法法人から、一般社団法人として新たな一步を踏み出すことになりましたことを、ご報告させていただきます。

平成 23 年度は、去る 2 月 25 日に開催されました第 31 回通常総会でご承認いただきました事業計画に基づき、総務大臣指定の「電波有効利用促進センター」として事業を積極的に推進して参りますが、主要な事業は次のとおりであります。

まず、無線通信分野につきましては、ITU-R において、第 4 世代移動通信システム (IMT-Advanced) に係る勧告がまとめられつつあることから、引き続き、携帯電話やブロードバンドワイヤレスアクセスを含む高度な無線通信システムの調査研究や国際標準化に積極的に取り組むこととしております。

放送分野につきましては、本年 7 月にアナログ放送が停波される予定であることから、デジタル放送の高度化、高機能化等のための標準規格等の策定及び改定作業のほか、次世代の放送サービスを見据えた新たなテーマに関する調査研究に取り組みます。

また、アナログ放送終了後に空いた周波数帯で導入が予定されているマルチメディア放送、ITS(Intelligent Transport Systems)及び公共ブロードバンド移動通信システムの標準規格等の策定及び改定を引き続き進めていきます。

電磁環境問題につきましては、引き続き、電波と人体に関する問題について調査研究を進めるとともに中立の立場での広報活動を進めることとしております。

さらに、我が国の国際競争力の強化を目指した活動として、地上デジタル放送技術や高速データ通信を可能とするワイヤレス技術等の国際普及に、引き続き取り組むこととしております。

このほか、照会相談業務等のコンサルティング、情報提供業務、講演会等の開催や機関誌等の発行等による普及啓発、関連海外機関との連絡協力等の事業につきましても、昨年度と同様に積極的に推進したいと存じます。

以上述べましたように、平成 23 年度も新しい体制の下、当会に課せられました諸事業を、役職員一丸となって積極的に取り組んで参りたいと思っておりますので、相変わらずのご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に皆様方のますますのご発展をお祈り申し上げましてご挨拶とします。

## 一般社団法人へ移行のお知らせ

平成20年12月に公益法人に関する新しい法律が施行され、従来の公益法人は5年以内に新法に基づく「公益法人」か「一般法人」への移行が義務付けられました。

当会は、平成21年12月に臨時総会を開催し、一般法人への移行を決議し、同月内閣府に認可申請を行い、本年3月30日付けで一般社団法人への移行が認可されました。

これを受け本年4月1日移行登記を行い、「一般社団法人電波産業会」へ移行いたしましたのでお知らせいたします。

当会は、引き続き、「一般社団法人電波産業会」として通信・放送分野における電波利用に関する調査、研究及び開発並びにコンサルティング、電波利用システムに関する標準規格の策定等を通じて活動して参りますので、皆様方のご支援、ご協力をお願いいたします。

## 第79回規格会議を開催

3月28日(月)に、第79回規格会議を東海大学校友会館(霞が関ビル)において開催しました。今回は、次に掲げる基本指針の制定1件、標準規格の策定4件、改定13件、技術資料の策定2件、改定5件、作業班の設置1件について審議され、すべて提案のとおり承認されました。

- 1 標準規格に係る著作権の取扱いに関する基本指針の制定について
- 2 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備標準規格の策定について
- 3 狭帯域デジタル通信方式(SCPC/4値FSK方式)標準規格の策定について
- 4 200 MHz-Band Broadband Wireless Communication Systems between Portable BS and MSs ARIB STANDARD の策定について
- 5 第二世代コードレス電話システム標準規格の改定について
- 6 IMT-2000 DS-CDMA and TDD-CDMA System ARIB STANDARD / ARIB Technical Report の改定について
- 7 IMT-2000 MC-CDMA System ARIB STANDARD / ARIB Technical Report の改定について
- 8 OFDMA Broadband Mobile Wireless Access System (WiMAX™ applied in Japan) ARIB STANDARD の改定について
- 9 Mobile Broadband Wireless Access Systems (IEEE 802.20™ TDD Wideband and 625k-MC Modes Application in Japan) ARIB STANDARD の改定について
- 10 セグメント連結伝送方式による地上マルチメディア放送用受信装置標準規格(望ましい仕様)の策定について

- 11 デジタル放送における映像符号化、音声符号化及び多重化方式標準規格の改定について
- 12 デジタル放送に使用する番組配列情報標準規格の改定について
- 13 デジタル放送におけるアクセス制御方式標準規格の改定について
- 14 高度広帯域衛星デジタル放送におけるダウンロード方式標準規格の改定について
- 15 サーバー型放送における符号化、伝送及び蓄積制御方式標準規格の改定について
- 16 移動体・携帯端末向け地上マルチメディア放送のセグメント連結伝送方式標準規格の改定について
- 17 地上デジタルテレビジョン放送の伝送方式標準規格の改定について
- 18 テレビジョン放送番組素材伝送用可搬形 OFDM 方式デジタル無線伝送システム標準規格の改定について
- 19 セグメント連結伝送方式による地上マルチメディア放送運用規定技術資料の策定について
- 20 デジタルテレビ放送番組におけるラウドネス運用規定技術資料の策定について
- 21 ファイルベースによる番組交換方式技術資料の改定について
- 22 地上デジタルテレビジョン放送運用規定技術資料の改定について
- 23 BS/広帯域 CS デジタル放送運用規定技術資料の改定について
- 24 第 T101 作業班設置について



第 79 回規格会議の様子

第 79 回規格会議において承認された議案の概要を以下に掲載します。

1 標準規格に係る著作権の取扱いに関する基本指針

社団法人電波産業会においては、標準規格、関連する技術資料など標準規格に係る著作権の取扱いについて基本指針を制定しました。

他の標準化機関等の団体が作成した著作物を引用して、規格会議が標準規格を作成する場合には、工業所有権のみならず著作権も含めて、標準規格に係る知的財産権の扱いに関する基本指針の提出が求められることがあります。また、将来における著作権をめぐる問題の発生を避けるためにも、「標準規格に係る著作権の取扱いに関する基本指針」を明文化したものです。

2 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備標準規格 (ARIB STD-T101 1.0版)

本件は、デジタルコードレス電話の新方式の一つである時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備に係る標準規格を策定するものです。

本標準規格が対象とする無線設備は、電波法施行規則第 6 条に規定されるデジタルコードレス電話の無線局であって、無線設備規則第 49 条の 8 の 2 の 2 に規定される時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備であり、一部について ETSI 規格の DECT 方式を参考としております。

本標準規格は、規格会議小電力無線局作業班に設置した T101 作成 SWG において作成し、規格会議小電力無線局作業班において審議したものです。

本標準規格の正本は日本語であり、正本から翻訳した英語翻訳版も作成しています。

3 狭帯域デジタル通信方式(SCPC/4値FSK方式)標準規格 (ARIB STD-T102 1.0版)

本件は、400MHz 帯及び 150MHz 帯を使用する業務用移動通信システムとして、狭帯域デジタル移動通信方式のうち、4 値 FSK 方式(四値周波数偏位変調)を用いた無線システムに係る標準規格を策定するものです。

本標準規格が対象とする無線システムは、無線設備規則第 57 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号に規定される四値デジタル変調のうち、新たな変調方式(四値周波数偏位変調:4 値 FSK 方式)を用いた業務用移動通信システムであって、タクシー無線のデジタル化促進、利用拡大等、広く各種業務用途における音声通信等を主体とした比較的簡便かつ低廉な無線システムです。

第 1 編に記述するシステムは主として基地局を基準とするフレームタイミング制御を行うシステムであり、統制機能等の運用に適するシステムです。

また、第 2 編に記述するシステムは、主として発呼局を基準とするフレームタイミング制御を行うシステムです。

4 200 MHz-Band Broadband Wireless Communication Systems between Portable BS and MSs ARIB STANDARD (ARIB STD-T103 Ver.1.0)

本件は、災害現場・事件現場等の主に非常事態発生地域において、現場の映像を対策本部等へ伝送することを可能とする 200MHz 帯広帯域移動無線通信システムの実現に向けた制度整備が行われたことを踏まえ、同システムのうち、特に基地局機能を有する無線設備が可搬型であるシステムに係る標準規格を策定するものです。

本標準規格が対象とする無線システムは、電波法施行規則第4条の4第2項第3号に規定される200MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備であり、映像伝送等を可能にする移動無線システムです。

なお、本標準規格は、その一部に米国電気電子学会(IEEE)が策定しているIEEE802.16-2009(IEEE Standard for Local and metropolitan area networks Part 16: Air Interface for Broadband Wireless Access Systems)及びWiMAX Forumの規格をベースに策定しました。また今後の規格の海外展開を視野に置いて、英語版を正版として作成し、併せて日本語版も作成しました。

## 5 第二世代コードレス電話システム標準規格 (RCR STD-28 6.0版)

本標準規格は、無線設備規則第49条の8の2(デジタルコードレス電話)及び第49条の8の3(PHS)で規定される第二世代コードレス電話システムについて規定したものです。

本標準規格の改定は、デジタルコードレス電話の新方式の内、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の実現に必要な所要の改定を行うものです。

主な改定点は次のとおりです。

### (1) 新規規格の追加(付属資料AR)

ア 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線I/F仕様

### (2) 既存規格の改定

ア デジタルコードレス電話のシステム名称変更

イ デジタルコードレス電話の親機の呼出名称記憶装置及び識別装置の技術的条件の廃止

ウ デジタルコードレス電話の無線局(親機)の呼出符号又は呼出名称の指定基準の廃止

エ 呼出名称から識別符号への定義変更

オ 無線局が有しなければならない混信防止機能の変更

カ デジタルコードレス電話の親機の電気通信回線設備に関する一般的条件の廃止

キ デジタルコードレス電話の運用の手引きを追加(付属資料AS)

## 6 IMT-2000 DS-CDMA and TDD-CDMA System ARIB STANDARD / ARIB Technical Report (ARIB STD-T63 Ver.8.30 / ARIB TR-T12 Ver.8.30)

本標準規格及び技術資料はIMT-2000 DS-CDMA及びTDD-CDMAシステムに関するものであり、第78回規格会議(平成22年11月開催)において承認されたVer.8.20に対して、3GPP TSG第50回会合(平成22年12月イスタンブール開催)までに承認されたリリース99からリリース9に対応するように改定するものです。

なお、第7項以降の策定・改定の概要は、次号及び次々号にて紹介いたします。



Association of Radio Industries and Businesses

ARIB NEWS  
発行所

一般社団法人 電波産業会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-1 日土地ビル11F  
TEL 03-5510-8590 FAX 03-3592-1103  
<http://www.arib.or.jp> E-mail [arib\\_news@arib.or.jp](mailto:arib_news@arib.or.jp)